

第91期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「匂」の間
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役 4名選任の件

郵送（書面）又はインターネット
による議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分まで

目次

第91期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	5
事業報告	15
計算書類	33
監査報告書	47

(証券コード 8283)

2019年5月30日

株主のみなさまへ

大阪市中央区本町橋2番46号

株式会社 PALTAC

代表取締役社長 糟谷 誠一

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「匂」の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第91期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

当日株主総会へ ご出席の場合

株主総会開催日時 | 2019年**6月21日**（金曜日） **午前10時**

同封の議決権行使書用紙を、当日会場受付にてご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送（書面）による 議決権行使の場合

議決権行使期限 | 2019年**6月20日**（木曜日） **午後5時30分**

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示
のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネットによる 議決権行使の場合

議決権行使期限 | 2019年**6月20日**（木曜日） **午後5時30分**

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照
のうえ、当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただ
き、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。



複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

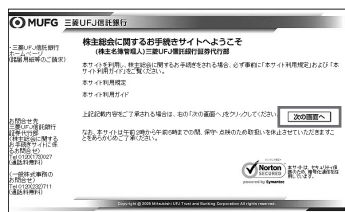
郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使の場合は、
お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使について

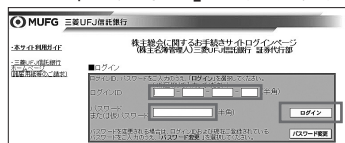
次のいずれかの方法で当社指定の議決権行使サイトへアクセスしてください。

パソコンの場合

<https://evote.tr.mufig.jp/>に
アクセスします。



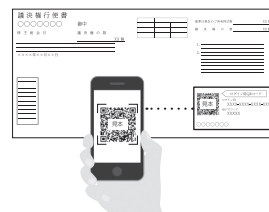
同封の議決権行使書用紙 右下部に記載の
「ログインID」及び「仮パスワード」を
ご入力のうえ「ログイン」をクリックします。



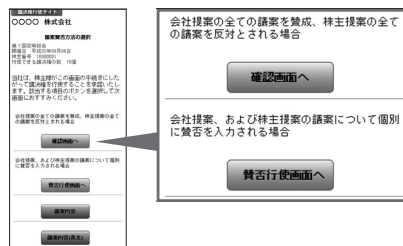
パスワード変更画面へ移行しますので、
任意のパスワードをご登録のうえ、
「送付」をクリックします。

スマートフォンの場合

同封の議決権行使書用紙 右下部に記載の
「ログイン用QRコード」を読み取ります。



初回ログイン時に限り、「ログインID」
及び「仮パスワード」の入力は不要です。
直接議案賛否方法の選択画面へ移行します。



以降は画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

他人による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、パソコンでのログイン並びにスマートフォンでの2回目以降のログインの際には、ご利用の株主さまに議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

議決権行使サイトのご利用環境について

- (1) 議決権行使サイトは、パソコン、スマートフォン又は携帯電話を用いたインターネットのみでご利用いただけます。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。
- (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・パケット通信料等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。
- (3) インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
〈ヘルプデスク〉

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間 午前 9 時 から 午後 9 時まで

《 機関投資家のみなさまへ 》

事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

- ~~~~~
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会決議ご通知につきましては、下記のインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ  <http://www.paltac.co.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において迅速な意思決定を図るため1名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名					現在の当社における地位、担当
1	再任	みき 三木	た 田	くに 國	お 夫	代表取締役会長兼CEO
2	再任	かす 糟	たに 谷	せい 誠	いち 一	代表取締役社長兼COO
3	再任	わ 和	だ 田	おさむ 治		取締役専務執行役員 営業統括本部長
4	再任	た 田	しろ 代	まさ 雅	ひこ 彦	取締役専務執行役員 物流・情報システム統括本部長
5	再任	の 野	ま 間	まさ 正	ひろ 裕	取締役専務執行役員 西日本営業本部長
6	新任	もり 森	や 谷	あき 晃	よし 佳	常務執行役員 財務本部長
7	新任	いそ 磯	べ 部	りょう 良	へい 平	常務執行役員 総務本部長
8	再任	よ 余	ごう 郷	かつ 勝	とし 利	社外取締役 独立役員
9	再任	まつ 松	もと 本	りゅう 隆		社外取締役 独立役員
10	再任	おお 大	いし 石	か 歌	おり 織	社外取締役 独立役員

候補者 番号 1 再任 みきた くに お 三木田 國 夫 (1943年10月23日生) 所有する 当社株式の数 149,856 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1966年 3月 (株)大粒(現 (株)P A L T A C)入社 1990年12月 当社取締役営業本部第一営業部長 1995年10月 当社常務取締役営業本部長 1996年12月 当社代表取締役副社長営業本部長 1998年12月 当社代表取締役社長 2005年10月 (株)メディセオ・パルタックホールディングス (現 (株)メディパルホールディングス)代表取締役副社長 2008年 6月 同社取締役会長 2009年 6月 同社取締役相談役 2010年 6月 当社代表取締役会長最高経営責任者 2012年 6月 当社代表取締役会長兼C E O 〈現任〉 取締役候補者とした理由 三木田國夫氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、1990年に取締役に就任後、1998年から2010年まで代表取締役社長、2010年から代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識、強いリーダーシップを有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。
--	---

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

候補者 番号 2 再任 かす たに せい いち 糟 谷 誠 一 (1962年9月22日生) 所有する 当社株式の数 14,442 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1985年 4月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社 2011年 6月 当社執行役員横浜支社長 2013年 4月 当社常務執行役員横浜支社長 2014年 6月 当社取締役常務執行役員横浜支社長 2016年 6月 当社常務執行役員営業本部長 2017年 6月 当社取締役専務執行役員営業本部長 2018年 4月 当社取締役副社長執行役員営業統括本部長 2018年12月 当社代表取締役社長兼C O O営業統括本部長 2019年 4月 当社代表取締役社長兼C O O〈現任〉 取締役候補者とした理由 糟谷誠一氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、2017年に取締役に就任後、現在は代表取締役社長として経営全般の強化に努めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができる と判断したため、選任をお願いするものであります。
候補者 番号 3 再任 わ だ おさむ 和 田 治 (1960年8月31日生) 所有する 当社株式の数 12,508 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1984年 1月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社 2011年 6月 当社執行役員中国支社長 2013年 4月 当社常務執行役員中四国支社長 2015年 4月 当社常務執行役員西日本営業本部長 2016年 4月 当社常務執行役員物流本部長 2018年 4月 当社専務執行役員東日本営業本部長兼東京支社長 2018年 6月 当社取締役専務執行役員東日本営業本部長兼東京支社長 2019年 4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長〈現任〉 取締役候補者とした理由 和田治氏は、当社の営業部門及び物流部門で要職を歴任し、2018年に取締役に就任後、現在は取締役専務執行役員営業統括本部長として営業部門の強化に努めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者 番号 4 再任 た し ろ ま さ ひ こ 田 代 雅 彦 (1956年8月22日生) 所有する 当社株式の数 26,645 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1979年 4月 (株)三星堂(現 (株)メディopalホールディングス)入社 2007年 4月 当社中部支社営業統括部長 2008年 4月 当社執行役員財務本部副本部長 2011年 6月 当社常務執行役員財務本部長 2014年 4月 当社専務執行役員財務本部長 2014年 6月 当社取締役専務執行役員財務本部長 2018年 4月 当社取締役専務執行役員物流・情報システム統括本部長〈現任〉 取締役候補者とした理由 田代雅彦氏は、当社の営業部門及び財務部門で要職を歴任し、2014年に取締役に就任後、現在は取締役専務執行役員物流・情報システム統括本部長として物流及びシステム戦略を担い、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。
候補者 番号 5 再任 の ま ま さ ひ ろ 野 間 正 裕 (1962年9月6日生) 所有する 当社株式の数 13,852 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1985年 4月 (株)パルタック(現 (株)PALTAC)入社 2012年 6月 当社執行役員近畿支社長 2013年 4月 当社常務執行役員近畿支社長 2014年 6月 当社取締役常務執行役員近畿支社長 2016年 6月 当社常務執行役員名古屋支社長 2018年 4月 当社専務執行役員西日本営業本部長兼商品本部長 2018年 6月 当社取締役専務執行役員西日本営業本部長兼商品本部長 2019年 4月 当社取締役専務執行役員西日本営業本部長〈現任〉 取締役候補者とした理由 野間正裕氏は、当社の営業部門で要職を歴任し、2018年に取締役に就任後、現在は取締役専務執行役員西日本営業本部長として営業部門の強化に努めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、引き続き経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者 番号 6 新任 もり や あき よし 森 谷 晃 佳 (1960年11月11日生) 所有する 当社株式の数 25,035 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1981年 8月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社 2012年 6月 当社執行役員財務本部副本部長 2016年 6月 当社常務執行役員財務本部副本部長 2018年 4月 当社常務執行役員財務本部長〈現任〉 取締役候補者とした理由 森谷晃佳氏は、当社の財務部門で要職を歴任し、現在は常務執行役員財務本部長として財務・経理部門の強化に努めており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。
候補者 番号 7 新任 いそ べ りょう へい 磯 部 良 平 (1961年6月8日生) 所有する 当社株式の数 7,954 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1984年 4月 (株)パルタック(現 (株)P A L T A C)入社 2012年 6月 当社執行役員総務本部副本部長 2017年 4月 当社常務執行役員総務本部長〈現任〉 取締役候補者とした理由 磯部良平氏は、当社の総務部門で要職を歴任し、現在は常務執行役員総務本部長として総務・人事部門の強化に努めており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者 番号 8 再任 よ 郷 かつ とし 余 郷 勝 利 (1945年7月18日生) 社外取締役 独立役員 所有する 当社株式の数 5,831 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1968年 4月 トヨタ自動車販売(株)(現 トヨタ自動車(株))入社 1996年 6月 同社第5車両部長 1999年 6月 大阪トヨペット(株)常務取締役 2004年 6月 トヨタファイナンス(株)代表取締役副社長 2006年 6月 トヨタ東京カローラ(株)代表取締役社長 2011年 6月 当社社外取締役〈現任〉 社外取締役候補者とした理由 余郷勝利氏は、日本を代表する自動車製造関連企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2011年から当社の社外取締役に務めております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を活かして、当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
候補者 番号 9 再任 まつ もと りゅう 松 本 隆 (1952年6月26日生) 社外取締役 独立役員 所有する 当社株式の数 206 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1975年 4月 (株)西武百貨店(現 (株)そごう・西武)入社 2009年 8月 同社取締役執行役員 2010年 1月 同社取締役常務執行役員 2011年 2月 同社取締役専務執行役員 2013年 3月 同社代表取締役社長 2017年 6月 当社社外取締役〈現任〉 〔重要な兼職の状況〕 (株)S B Y取締役 早稲田大学評議員 公益財団法人日本デザイン振興会評議員 社外取締役候補者とした理由 松本隆氏は、大手小売企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年から当社の社外取締役に務めております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を活かして、当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者 番号 10 再任 おお いし か おり 大 石 歌 織 (1977年4月21日生) 社外取締役 独立役員 所有する 当社株式の数 206 株	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 2001年10月 弁護士登録 2001年10月 北浜法律事務所(現 北浜法律事務所・外国法共同事業)入所 2013年 1月 同事務所パートナー〈現任〉 2017年 6月 当社社外取締役〈現任〉 〔重要な兼職の状況〕 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー 社外取締役候補者とした理由 大石歌織氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有するとともに、企業法務にも精通しており、2017年から当社の社外取締役を務めております。同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、引き続き独立した立場に加え女性の目線から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
--	---

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. (株)メディパルホールディングスは当社の親会社であります。
3. 余郷勝利氏、松本隆氏及び大石歌織氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、余郷勝利氏、松本隆氏及び大石歌織氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しており、各氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、余郷勝利氏、松本隆氏及び大石歌織氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認可決された場合は、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役4名選任の件

現任の監査役 鈴木秀夫氏及び亀井浩氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、豊田一憲氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、監査体制の強化を図るため1名増員し、新たに監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	1985年 4月 日本生命保険相互会社入社 2011年 4月 当社情報システム本部長 2012年 6月 当社執行役員情報システム本部長 2013年 4月 当社常務執行役員情報システム本部長 2019年 1月 当社常務執行役員情報システム本部管掌〈現任〉
	監査役候補者とした理由
しん たに たか し 新 谷 尚 志 (1962年4月26日生) 所有する 当社株式の数 4,610 株	新谷尚志氏は、大手保険会社及び当社において情報システム部門で要職を歴任し、現在は常務執行役員情報システム本部管掌として情報システム部門の強化に努めております。この豊富な経験及び実績を当社の監査体制の強化に活かすことができると判断したため、選任をお願いするものであります。

候補者 番号 2 再任 鈴木 秀夫 (1943年1月3日生) 社外監査役 独立役員 所有する 当社株式の数 4,331 株	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1966年 4月 野村證券(株)入社 1972年 3月 同社海外投資顧問室 1973年 6月 バンコックノムラインターナショナル常務取締役 1986年11月 野村国際(香港)有限公司代表取締役社長 1990年 6月 野村證券(株)取締役 1994年 6月 野村ファイナンス(株)常務取締役 1999年 5月 (株)ユニマットライフ代表取締役社長 2005年 4月 (株)ユニマットリバティー代表取締役社長 2008年 7月 同社取締役相談役 2011年 1月 当社顧問 2011年 6月 当社社外監査役〈現任〉 社外監査役候補者とした理由 鈴木秀夫氏は、金融関連企業を中心とした数々の企業で代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 なお、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
候補者 番号 3 再任 亀井 浩 (1942年12月7日生) 社外監査役 独立役員 所有する 当社株式の数 1,418 株	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1967年 4月 (株)マングラム入社 1981年 6月 同社取締役 1987年 6月 同社常務取締役 1995年 6月 同社専務取締役 1996年 6月 同社代表取締役専務 2000年 6月 同社代表取締役副社長 2004年 6月 同社代表取締役副社長執行役員 2015年 6月 当社社外監査役〈現任〉 社外監査役候補者とした理由 亀井浩氏は、当社の事業エリアである化粧品関連の製造企業において要職を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 なお、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者 番号 4 新任 はら まゆ こ 原 繭 子 〔本名 有馬 繭子〕 (1965年6月3日生) 社外監査役 独立役員 所有する 当社株式の数 一 株	略歴、地位及び重要な兼職の状況 2002年10月 中央青山監査法人（みすず監査法人に改称）入所 2007年 1 月 公認会計士登録 2007年 8 月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2017年 4 月 原公認会計士事務所開設 同代表〈現任〉 〔重要な兼職の状況〕 原公認会計士事務所代表 日本公認会計士協会近畿会幹事 ダイバーシティ推進委員会委員長 社外監査役候補者とした理由 原繭子氏は、公認会計士としての豊富な専門知識と高い見識を有しております。同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、独立した立場に加え女性の目線から、この専門知識及び見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。
---	--

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木秀夫氏、亀井浩氏及び原繭子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、鈴木秀夫氏及び亀井浩氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、原繭子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、鈴木秀夫氏及び亀井浩氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認可決された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、原繭子氏の選任が承認可決された場合は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、中国経済の先行きや欧州政局不安に見られる海外経済の不確実性による国内経済への影響など、先行きの不透明な状況は続いているものの、雇用・所得環境の改善や各種政策効果などもあり、緩やかながらも景気回復基調で推移いたしました。

化粧品・日用品、一般用医薬品業界においては、自然災害や気候要因による販売の下振れや、中国電子商取引法施行に伴うインバウンド消費における代購ビジネスの鎮静化といった環境の変化はあったものの、女性の社会進出など、生活スタイルの変化にあわせた付加価値商品の好調などにより、概ね順調に推移いたしました。一方で、業界全体の成長を妨げかねない人手不足は、物流・販売をはじめ随所においてその影響がさらに大きくなりつつあります。

このような状況のなか、当社は「顧客満足の最大化と流通コストの最小化」をコーポレートスローガンに、人々の生活に密着した「美と健康」に関する商品をフルラインで提供する中間流通業として、サプライチェーン全体の最適化・効率化を目指した取組みを行っております。小売業の効果的な品揃えや販売活動を支援する営業体制の強化、及び安心・安全で高品質・ローコスト物流機能の強化を図り、平時の安定供給はもとより有事の際にも「止めない物流」体制により、小売業ひいては消費者のみならずローコストかつ安定的に商品をお届けする取組みを行っております。

当事業年度は労働人口減少に伴う人手不足への対応を主眼として、「1兆円、その先へ ～攻めの投資で流通改革に挑戦～」をビジョンとする3ヵ年の中期経営計画を新たに策定し、持続的成長による企業価値向上に努めました。この結果、売上高は計画どおり1兆円の太台にのせ、利益とともに創業以来の過去最高を更新いたしました。

また、2018年8月には中期経営計画の取組みの一環であり、A I・ロボット等を活用した新物流モデルによる飛躍的な生産性向上と信越エリアの出荷能力増強を目的とした、「RDC新潟」（新潟県見附市）を稼働させたほか、首都圏での出荷能力増強と新物流モデル展開を目的とした「RDC埼玉」（埼玉県北葛飾郡杉戸町／2019年11月稼働予定）の建設を順調に進めるなど、事業基盤強化に向けた取組みを計画どおり進めております。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高1兆152億53百万円（前期比5.0%増）、営業利益253億99百万円（前期比10.4%増）、経常利益285億28百万円（前期比11.9%増）、当期純利益197億67百万円（前期比13.3%増）となりました。

なお、当社の事業区分は単一事業区分であり、商品分類別及び販売先業態別の売上高については次のとおりであります。

（注）RDC（Regional Distribution Center）とは、大型物流センターのことをいいます。

〈商品分類別の売上高〉

商品分類別の名称	金額
化粧品	百万円 265,341
日用品	435,135
医薬品	138,973
健康・衛生関連品	160,359
その他	15,443
売上高計	1,015,253

〈販売先業態別の売上高〉

販売先業態別の名称	金額
ドラッグストア	百万円 638,883
ホームセンター	93,409
コンビニエンスストア	75,064
ディスカウントストア、 スーパーセンター	69,908
スーパーマーケット、 スーパースーパーマーケット	54,538
ゼネラルマーチャンダイジングストア	37,482
輸出、その他	45,966
売上高計	1,015,253

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は107億円であり、その主なものは次のとおりであります。

〈 物流センターの新設 〉

R D C新潟（新潟県見附市）

R D C埼玉（埼玉県北葛飾郡杉戸町／2019年11月稼働予定）

〈 物流センターの増設 〉

R D C横浜（神奈川県座間市）

(3) 資金調達の状況

当事業年度における設備資金及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当し、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 88 期 (2016年3月期)	第 89 期 (2017年3月期)	第 90 期 (2018年3月期)	第 91 期 当事業年度 (2019年3月期)
売上高 (百万円)	860,350	922,095	966,684	1,015,253
営業利益 (百万円)	16,101	19,129	23,006	25,399
経常利益 (百万円)	18,556	21,573	25,498	28,528
当期純利益 (百万円)	11,929	14,605	17,453	19,767
1株当たり当期純利益 (円)	187.73	229.84	274.65	311.07
純資産 (百万円)	154,976	166,921	183,435	197,237
総資産 (百万円)	351,880	361,363	387,399	393,603
1株当たり純資産額 (円)	2,438.74	2,626.72	2,886.59	3,103.80

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しており、第90期につきましては、当該会計基準を反映した遡及適用・組替後の数値を記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社メディopalホールディングスであり、同社は当社の株式31,853千株(議決権比率50.18%)を保有しております。

なお、同社との営業上の取引はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

事業環境がめまぐるしく変化しているなかで、既成概念にとらわれることなく環境の変化に対応し、持続的成長による企業価値向上に向けて邁進してまいります。なかでも、労働人口減少に伴う人手不足は深刻さを増し、メーカーから小売業に至るサプライチェーン全体の生産性向上が求められ、その中間に位置する当社の役割・使命はますます重要なものとなっております。

当社は、以下の事項に対処すべき課題として認識し、中期経営計画における重点項目として取り組んでおります。

① サプライチェーン全体の効率化に向けた「利益の再投資」

事業で得た利益を、事業基盤強化のために再投資することで持続的成長を果たしてまいります。特に事業規模拡大に向けた出荷キャパシティの確保及び労働人口減少や働き方改革に対応するため、生産性向上を実現する「効率の良い物流センター」等への投資を行ってまいります。これらにより、高品質の流通サービスを提供することで社会インフラを担う企業としてサプライチェーン全体の効率化に資する取組みを進めてまいります。

② 新技術とノウハウを融合した「新物流モデルの確立」

これまでの卸売業の枠を超えたAI・ロボットなどの最新技術を取入れ、当社が持つ物流ノウハウと融合させることで、新しい物流モデルの確立に挑戦してまいります。自動化やロボット化を推進し、従来比2倍の人員生産性を実現することで労働人口減少に対応するとともに、人への負担軽減や危険作業を回避する「人にやさしい物流」を実現してまいります。

③ 「強み」に磨きをかける「品質を伴った生産性の向上」

当社は、1998年から高品質かつローコストな仕組みを提供できる物流モデル構築に取り組んでまいりました。今後においても新しい物流モデル確立はもとより、既存の物流センター内の改善活動の継続、業務集約及び人材の最適配置などを進め、品質を伴った着実な生産性向上を果たし、将来の環境変化に対応しうる効率の高い事業基盤を構築してまいります。

④ お取引先の課題解決に資する「人材・組織の強化」

持続的成長の源泉である経営理念を基に自発的活動のできる人材を育成し、その人材が互いに協力して活躍できる最適な組織構築に取り組んでまいります。これらにより、サプライチェーン全体の生産性向上に向け、当社の総合力を発揮し、小売業・メーカー及び協力パートナーとの協働取組みによる課題解決を推進することで業績拡大に取り組んでまいります。

⑤ E S G（環境・社会・ガバナンス）を重視した経営

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品などの生活必需品を扱う中間流通業であり、企業活動を通じて「人々の豊かで快適な生活の実現」を目指しております。流通段階において存在するムダを排除し生産性向上に努めることで、社会的価値の提供や環境負担軽減にも貢献できると考えております。このような考え方を基本に、効率的かつ有効なガバナンス体制の強化を進め、社会インフラ企業として持続的成長を果たしてまいります。

(11) **主要な事業内容**（2019年3月31日現在）

当社は、化粧品・日用品、一般用医薬品等の販売、取引先の物流業務の受託を主要な事業内容としております。

(12) **主要な事業所**（2019年3月31日現在）

〈 本社 〉 大阪市中心区

〈 支社及び物流拠点 〉

支社	物流拠点	北海道支社・RDC北海道	(北海道北広島市)
支社	物流拠点	東北支社・RDC宮城	(宮城県白石市)
	物流拠点	RDC東北	(岩手県花巻市)
支社		東京支社	(東京都北区)
	物流拠点	RDC関東	(埼玉県白岡市)
	物流拠点	RDC東京	(千葉県浦安市)
	物流拠点	RDC新潟	(新潟県見附市)
支社	物流拠点	横浜支社・RDC横浜	(神奈川県座間市)
支社	物流拠点	名古屋支社・RDC中部第1センター	(愛知県春日井市)
	物流拠点	RDC中部第2センター	(愛知県春日井市)
支社	物流拠点	北陸支社・RDC北陸	(石川県能美市)
支社	物流拠点	近畿支社・RDC近畿	(大阪府泉大津市)
	物流拠点	RDC堺	(堺市西区)
支社	物流拠点	中四国支社・RDC中国	(広島市安佐南区)
	物流拠点	RDC四国	(香川県観音寺市)
支社	物流拠点	九州支社・RDC九州	(福岡県小郡市)
	物流拠点	RDC沖縄	(沖縄県うるま市)

(13) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
2,207 名	10 名減	45.6 歳	18.5 年

（注）使用人数には、臨時雇用者（5,096名）は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,536 百万円
株式会社みずほ銀行	3,536
株式会社三井住友銀行	1,395

2. 株式の状況（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 63,553,485 株
- (3) 株主数 3,505 名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社メディopalホールディングス	31,853 ^{千株}	50.13 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,296	3.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,049	3.22
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,456	2.29
P A L T A C 従業員持株会	1,295	2.04
T H E C H A S E M A N H A T T A N B A N K 3 8 5 0 3 6	1,267	1.99
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 0 7 8	1,144	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,132	1.78
B B H F O R M A T T H E W S J A P A N F U N D	1,068	1.68
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	825	1.30

（注）持株比率は自己株式（6,237株）を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

当社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	三木田 國 夫	C E O
取締役副会長	守 永 雅	
取締役相談役	二 宮 邦 夫	(株)メディパルホールディングス取締役
代表取締役社長	糟 谷 誠 一	C O O 営業統括本部長
取締役専務執行役員	田 代 雅 彦	物流・情報システム統括本部長
取締役専務執行役員	辻 本 欽 則	秘書室長兼管理担当
取締役専務執行役員	和 田 治	東日本営業本部長兼東京支社長
取締役専務執行役員	野 間 正 裕	西日本営業本部長兼商品本部長
社外取締役	余 郷 勝 利	
社外取締役	松 本 隆	(株) S B Y 取締役、早稲田大学評議員、 公益財団法人日本デザイン振興会評議員
社外取締役	大 石 歌 織	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー
常勤監査役	豊 田 一 憲	
常勤監査役	金 岡 幸 宏	
社外監査役	鈴 木 秀 夫	
社外監査役	小 寺 陽 平	小寺一矢法律事務所弁護士
社外監査役	亀 井 浩	

(注) 1. 当社は、取締役 余郷勝利氏、松本隆氏及び大石歌織氏並びに監査役 鈴木秀夫氏、小寺陽平氏及び亀井浩氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 2018年12月1日付をもって、取締役の地位及び担当等の異動を行いました。

氏名	異動前	異動後
二 宮 邦 夫	代表取締役社長兼ＣＯＯ 兼(株)メディopalホールディングス取締役	取締役相談役 兼(株)メディopalホールディングス取締役
糟 谷 誠 一	取締役副社長執行役員 営業統括本部長	代表取締役社長兼ＣＯＯ 営業統括本部長

3. 2019年4月1日付をもって、取締役の地位及び担当等の異動を行いました。

氏名	異動前	異動後
糟 谷 誠 一	代表取締役社長兼ＣＯＯ 営業統括本部長	代表取締役社長兼ＣＯＯ
和 田 治	取締役専務執行役員 東日本営業本部長兼東京支社長	取締役専務執行役員 営業統括本部長
野 間 正 裕	取締役専務執行役員 西日本営業本部長兼商品本部長	取締役専務執行役員 西日本営業本部長

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏名	退任時の担当	退任日	退任理由
取締役専務執行役員	宮 井 喜 章	商品本部管掌	2018年6月22日	任期満了

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12 (3) 名	548 (39) 百万円
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	90 (39)
合計 (うち社外役員)	17 (6)	638 (78)

(注) 1. 上記には、事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役：2006年6月26日開催の第78期定時株主総会において、金銭による報酬として年額750百万円及び2009年6月23日開催の第81期定時株主総会において、社宅提供等による非金銭報酬20百万円と決議いただいております。

監査役：2009年6月23日開催の第81期定時株主総会において、年額150百万円と決議いただいております。

3. 当社は、社宅提供等の非金銭報酬として、取締役に5百万円支給しております。(上記支給額に含まれております。)

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は以下のとおりであり、当社といずれの兼職先との間にも特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	松 本 隆	(株) S B Y 取締役、早稲田大学評議員、公益財団法人日本デザイン振興会評議員
社外取締役	大 石 歌 織	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー
社外監査役	小 寺 陽 平	小寺一矢法律事務所弁護士

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	余 郷 勝 利	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、主に自動車製造関連企業の経営者としての経験を活かし、当社の決定や業務執行に対し、独立した立場から意見を表明しております。
社外取締役	松 本 隆	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、小売業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の決定や業務執行に対し、独立した立場から意見を表明しております。
社外取締役	大 石 歌 織	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を活かし、当社の決定や業務執行に対し、独立した立場に加え女性の目線から意見を表明しております。
社外監査役	鈴 木 秀 夫	当事業年度開催の取締役会17回の全て及び監査役会15回の全てに出席し、主に金融関連企業を中心とした経営者としての経験を活かし、独立した立場から適宜、適切な発言を行っております。
社外監査役	小 寺 陽 平	当事業年度開催の取締役会17回の全て及び監査役会15回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識を活かし、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について、独立した立場から適宜、適切な発言を行っております。
社外監査役	亀 井 浩	当事業年度開催の取締役会17回の全て及び監査役会15回の全てに出席し、化粧品関連製造企業での経営者としての経験を活かし、独立した立場から適宜、適切な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 余郷勝利氏、松本隆氏及び大石歌織氏並びに社外監査役 鈴木秀夫氏、小寺陽平氏及び亀井浩氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	百万円 83
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署並びに会計監査人より、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法と体制について資料を入手、報告を受け、その内容及び報酬見積りの算定根拠を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性及び専門性その他職務の遂行に支障があると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任事由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議した内容の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。
- ② 内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存及び管理（廃棄を含む）を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制については、損失発生 of 未然の防止や早期発見のため、情報管理規則、情報セキュリティ・ポリシーをはじめ、リスクマネジメント基本規則、CSR委員会規則その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。また、大規模地震等災害発生時の使用人の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。
- ② 通常業務については、代表取締役社長の直轄組織である監査部が内部業務監査を行うものとし、リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、代表取締役社長が主体的役割を担う。
- ③ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、CSR推進本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、モニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。
- ④ 反社会的勢力による経営活動への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営組織及び職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役会において制定し、これに基づき組織的かつ効率的な企業運営を行う。
- ② 代表取締役社長は、決算会議・営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図り、職務を執行する。
- ③ 予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ＩＴを活用した効率的な業務を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社内規程を整備し、使用人に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。併せて、定期的な研修やＣＳＲ委員会の活動を通じ、使用人に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。
- ② 公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、使用人に対し周知徹底を図る。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社と相互に連携を図ることにより、上記(1)から(5)までの体制の構築、運用、整備に努める。また、関係会社管理規則に則り、必要に応じて子会社に関係資料等を提出させ、経営計画や事業戦略等の重要事項の事前承認を行う。
- ② 監査部は、当社及び子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から求めのあった場合は、以下の事項に準拠した専任の補助すべき使用人を置くこととする。

- ① 監査役の職務を補助すべき専任の使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役の職務を補助すべき専任の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。
- ③ 取締役は当該補助すべき使用人に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意する。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 上記の報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。
 - イ. 経営状況
 - ロ. 事業遂行状況
 - ハ. 財務状況、月次・四半期・期末決算状況
 - ニ. 監査部が実施した内部監査の結果
 - ホ. リスク管理の状況
 - ヘ. コンプライアンスの状況（内部通報された事実を含む）
 - ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況
 - チ. 業績の発表内容・重要開示書類の内容、その他対外的に公表する事実
- ③ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請の有無を問わず、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
- ④ 監査役へ報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役からの要請があった場合、監査部及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また重要会議へ監査役が出席すること、さらに内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保をする。
- ③ 当社は、監査役が監査の実施のために所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は17回開催し、法令及び定款等に定められた事項並びに予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督いたしました。
- ② 監査役会は15回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令及び定款等の遵守状況について監査いたしました。また、代表取締役及び会計監査人との会合を持ち、緊密な連携を図り、意見交換を行いました。
- ③ 内部統制委員会は適宜開催し、財務報告に係る内部統制の維持・整備を進めました。内部統制監査及び内部業務監査については、実施計画に基づき監査部がモニタリングを実施いたしました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまに対する利益配分と持続的成長による企業価値向上を経営の最重要課題と認識しております。利益配分につきましては、資本政策における重要項目であるとの認識の下、持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化に必要な内部留保のバランスを考慮しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。当面は、配当性向25%以上を目処とし、中長期的には業績拡大に応じた増配に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。取締役会決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めており、また同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨も定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき、1株当たり年間配当金は前事業年度に比べ4円増配し68円（中間配当金34円、期末配当金34円）とさせていただきます。

また、翌事業年度の配当金につきましては、1株当たり中間配当金35円と期末配当金35円を合わせ、年間配当金70円（2円増配）を予定しております。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てており、比率については四捨五入して表示しております。

計算書類

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 産 目 的	金 額	負 債 目 的	金 額
流 動 資 産	264,047	流 動 負 債	185,604
現金及び預金	18,359	電子記録債権	6,820
受取掛手形金	5,026	買掛金	144,985
売掛金	181,424	短期借入金	2,500
商品及び製品	43,286	1年内返済予定の長期借入金	5,950
前渡金	557	リース債権	157
前払費用	641	未払金	17,331
未収入金	14,474	未払費用	271
その他貸倒引当金	360	未払法人税等	5,103
	△84	前受り金	43
		賞与引当金	110
固 定 資 産	129,556	返品調整引当金	1,713
有形固定資産	105,195	その他	181
建物	40,963	固 定 負 債	10,761
構築物	1,742	長期借入金	3,908
機械及び装置	11,642	リース債権	252
車両運搬具	108	繰延税金負債	3,047
工具、器具及び備品	499	退職給付引当金	2,451
土地	46,417	資産除去債	75
リース資産	380	長期預り金	779
建設仮勘定	3,441	その他	246
		負 債 合 計	196,366
無 形 固 定 資 産	1,029	純 資 産 の 部	
の特許権	206	株 主 資 本	187,429
ソフトウェア	248	資本剰余金	15,869
ソフトウェア仮勘定	397	資本剰余金	27,827
電話加入権	79	資本準備金	16,597
その他	84	その他資本剰余金	11,229
	12	利 益 剰 余 金	143,742
投 資 そ の 他 の 資 産	23,331	利益準備金	665
投資有価証券	22,422	その他利益剰余金	143,076
関係会社株式	20	固定資産圧縮積立金	2,277
出資金	0	別途積立金	118,244
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	22,554
長期前払費用	155	自 己 株 式	△8
前払年金費用	540	評価・換算差額等	9,807
差入保証金	139	その他有価証券評価差額金	9,803
その他	57	繰延ヘッジ損益	4
貸倒引当金	△5	純 資 産 合 計	197,237
資 産 合 計	393,603	負 債 ・ 純 資 産 合 計	393,603

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高	1,002,168	1,015,253
商品の売上高	13,085	
売上原価	925,550	935,607
商品の売上原価	10,057	
売上総利益		79,645
販売費及び一般管理費		54,246
営業利益		25,399
営業外収益		3,288
受取配当金	328	
情報提供料収入	1,725	
不動産賃貸料	141	
助成金の収入	659	
その他の	434	
営業外費用		159
支払利息	117	
不動産賃貸費用	38	
その他の	3	
経常利益		28,528
特別利益		332
投資有価証券売却益	186	
受取保険金	145	305
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	47	
災害による損失	249	
その他の	0	
税引前当期純利益		28,555
法人税、住民税及び事業税	8,529	8,787
法人税等調整額	258	
当期純利益		19,767

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	15,869	16,597	11,229	27,827	665	2,067	105,244	20,254	128,232	△8	171,920
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当				－				△4,257	△4,257		△4,257
当 期 純 利 益				－				19,767	19,767		19,767
固定資産圧縮積立 金 の 積 立				－		319		△319	－		－
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩				－		△108		108	－		－
別途積立金の横立				－			13,000	△13,000	－		－
自己株式の取得				－					－	△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				－					－		－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	210	13,000	2,299	15,510	△0	15,509
当 期 末 残 高	15,869	16,597	11,229	27,827	665	2,277	118,244	22,554	143,742	△8	187,429

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	11,534	△19	11,514	183,435
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			－	△4,257
当 期 純 利 益			－	19,767
固定資産圧縮積立 金 の 積 立			－	－
固定資産圧縮積立 金 の 取 崩			－	－
別途積立金の積立			－	－
自己株式の取得			－	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,731	24	△1,706	△1,706
当 期 変 動 額 合 計	△1,731	24	△1,706	13,802
当 期 末 残 高	9,803	4	9,807	197,237

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

及び関連会社株式

② その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ …………… 時価法を採用しております。

(3) たな卸資産 …………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く） …………… なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 8～12年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く） …………… なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用 …………… 均等償却を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担相当額を計上しております。

(3) 返品調整引当金 …………… 商品の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。
4. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。
為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）
ヘッジ対象 外貨建債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針 …………… 事業活動に伴う為替相場等変動によるリスクを低減させること、又はキャッシュ・フロー固定化を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 …………… 為替予約について原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の為替相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一である場合には、有効性が100%であることが明らかであるため、有効性の判定は省略しております。
5. のれんの償却方法 …………… 5年間の定額法により償却を行っております。
及び償却期間
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理 …………… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、新型物流センターの建設計画の策定を契機に有形固定資産の減価償却方法を再検討した結果、有形固定資産はその使用期間にわたり安定的に稼働していることなどを踏まえ、耐用年数にわたり均等に費用配分する定額法を採用することが、実態をより適切に反映させる方法であると判断したことによるものであります。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益は734百万円、経常利益及び税引前当期純利益は735百万円それぞれ増加しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	51,831百万円
-------------------	-----------

2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債務	6百万円

3. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当事業年度末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	894百万円
電子記録債務	2,394百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	0百万円
-----	------

その他の営業費用	98百万円
----------	-------

営業取引以外の取引による取引高

その他営業外収益	25百万円
----------	-------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	63,553,485	—	—	63,553,485
合計	63,553,485	—	—	63,553,485
自己株式				
普通株式(注)	6,158	79	—	6,237
合計	6,158	79	—	6,237

(注) 自己株式の株式数の増加79株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月8日 取締役会	普通株式	2,097	33	2018年3月31日	2018年6月1日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	2,160	34	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月8日 取締役会	普通株式	2,160	利益剰余金	34	2019年 3月31日	2019年 5月31日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	295百万円
賞与引当金	524
貸倒引当金	27
未払経費	267
退職給付引当金	750
投資有価証券評価損	364
未払役員退職慰労金	82
資産調整勘定	77
その他	70
繰延税金資産合計	2,461
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,004
その他有価証券評価差額金	△4,322
前払年金費用	△165
その他	△16
繰延税金負債合計	△5,508
繰延税金資産（負債）の純額	△3,047

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び未収入金には、顧客及び取引先の信用リスクがあります。投資有価証券である株式には、市場価格の変動リスクがあります。営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、5年以内であります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先との継続取引に伴う債権について、取引先との密な連携体制や社内債権管理の徹底、さらには取引信用保険の加入等により貸倒発生リスクを抑える活動を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引は、「職務権限規則」に基づいて実行されております。当該実行は海外事業本部が対象としている外貨建金銭債務の範囲内で行っており、毎月金融機関よりデリバティブ取引の実行残高通知を受領し、実績表との突合にて一致の確認を行っております。また、これらの執行、管理状況について社内の監査部門が監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注) 2. 参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	18,359	18,359	—
(2)受取手形	5,026	5,026	—
(3)売掛金	181,424	181,424	—
(4)未収入金	14,474	14,474	—
(5)投資有価証券	21,540	21,540	—
資産計	240,825	240,825	—
(1)電子記録債務	6,820	6,820	—
(2)買掛金	144,985	144,985	—
(3)短期借入金	2,500	2,500	—
(4)1年内返済予定の長期借入金	5,950	5,962	12
(5)未払金	17,331	17,331	—
(6)長期借入金	3,908	3,891	△16
負債計	181,496	181,492	△4
デリバティブ取引(※)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	6	6	—
デリバティブ取引計	6	6	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。また、有価証券はその他有価証券として保有しております。

その他有価証券の当事業年度中の売却額は310百万円であり、売却益の合計額は186百万円、売却損の合計額は0百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	21,291	7,157	14,134
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	21,291	7,157	14,134
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	248	255	△6
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	248	255	△6
合計		21,540	7,412	14,127

負債

(1)電子記録債務、(2)買掛金、(3)短期借入金、(5)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)1年内返済予定の長期借入金、(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度(2019年3月31日)		
			契約額等	うち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,140	—	6
合計			1,140	—	6

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	882
子会社株式(※2)	20

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(※2) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表上には記載しておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	18,359	—	—	—
受取手形	5,026	—	—	—
売掛金	181,424	—	—	—
未収入金	14,474	—	—	—
合計	219,284	—	—	—

(注) 4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,500	—	—	—	—	—
1年内返済予定の 長期借入金	5,950	—	—	—	—	—
長期借入金	—	3,558	350	—	—	—
合計	8,450	3,558	350	—	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社メディopalホールディングス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,103円80銭
-----------	-----------

1株当たり当期純利益	311円07銭
------------	---------

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月4日

株式会社 P A L T A C
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 余 野 憲 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 P A L T A C の2018年4月1日から2019年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

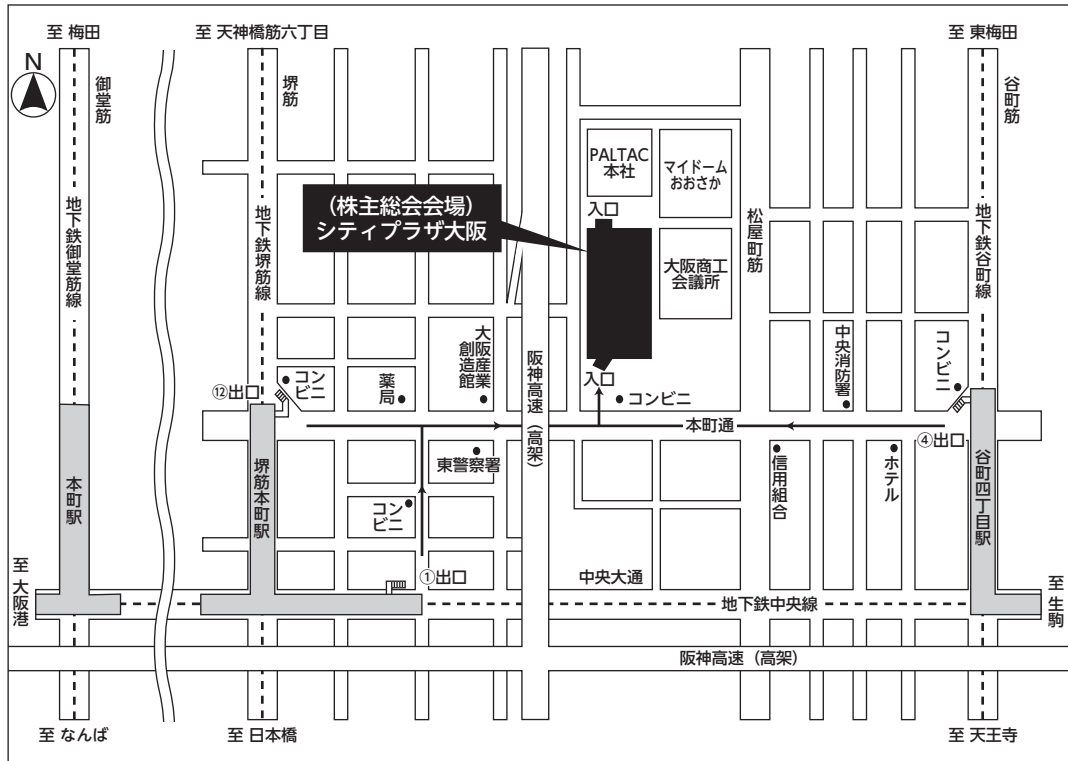
株式会社 P A L T A C 監査役会

常勤監査役	豊	田	一	憲	㊞
常勤監査役	金	岡	幸	宏	㊞
社外監査役	鈴	木	秀	夫	㊞
社外監査役	小	寺	陽	平	㊞
社外監査役	亀	井		浩	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「旬」の間
電話 06-6947-7888



交通：地下鉄 堺筋線・中央線「堺筋本町」駅①②番出口より徒歩 約7分
地下鉄 谷町線・中央線「谷町四丁目」駅④番出口より徒歩 約8分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。